

# 吉田地域自治振興会会則

(名称)

第1条 本会は、吉田地域自治振興会と称し、事務所を吉田公民館に置く。

(目的)

第2条 本会は、吉田地域の振興と活性化を図るための諸施策を策定し、その推進に当たる。  
2 地域内の身近な課題は、地域住民の自らの判断と責任により解決に努め、良好な地域社会の維持及び形成を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。  
一. 地域の産業、教育、文化、福祉等の振興に関すること。  
二. 地域の交通、道路等整備促進、防災、環境に関すること。  
三. 地域の観光事業に関すること。  
四. 各種事業の請願、要望に関すること。  
五. その他本会の目的達成に関すること。

(会員)

第4条 本会は、吉田地域の全世帯を会員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。  
一. 会長 1名  
二. 副会長 3名  
三. 常任委員 32名以内  
内訳 1. 各集落区長 11名  
2. 各種団体の代表者 18名  
3. 地元市議会議員、吉田公民館長  
4. 有識者として会長の指名する者  
四. 代議員 各地区の会代表者 25名以内(婦人会・青年会・等・・・)  
五. 監事 2名  
六. 事務局長 1名  
七. 顧問 若干名

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。  
一. 会長、副会長は地区区長11名を選考委員として選出し、総会の承認を得る。  
二. 監事、事務局長、顧問は常任委員会で選出し総会で承認を得る。

(役員任期)

第7条 本会の、役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、集落区長はその任期中とする。

- 2 役員任期中に変更があった時は、後任者は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

#### (役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時、又は会長が欠けた時はその任を代行する。また、各専門委員会の長は、副会長三名がその任に当たる。
- 3 常任委員は、会の計画立案を審議する。
- 4 代議員は、地域内の情報等を集約し、会の推進の任に当たる。
- 5 監事は、会計を監査する。
- 6 事務局長は、会長の命を受け、会務及び会計を処理する。
- 7 顧問は会長の諮問に応じる。

#### (役員の手当等)

第9条 役員に報酬・費用弁償等を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

#### (会議)

第10条 本会の会議は、総会、常任委員会、幹事会とする。会議は、必要に応じ会長が招集し、議長は、会長がその任に当たる。

- 2 本会は、役員総会を以て最高議決機関とし、年1回定例に開催し会の方針を決定する。尚、必要に応じて臨時会を開くことができる。
- 3 総会議案は出席者の過半数以上の賛成を以て成立する。
- 4 本会は、事業の遂行のため常任委員会、幹事会等を随時開催する。
- 5 常任委員会は、会長、副会長、常任委員、事務局長で構成する。
- 6 幹事会は、会長、副会長、区長部会長、市議会議員、事務局長で構成する。

#### (委員会及び特別委員会)

第11条 本会は第3条の事業を推進するため、常任委員を各専門委員会（総務防災環境福祉・産業建設・教育文化）に委嘱し、委員会を構成し、事業についての審議を行いその事業の進捗を図る。なお、委員長は必要に応じ特別に委員を選任することができる。

また、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の役員選出は、常任委員会で行う。
- 3 特別委員会の役員の任期は、会の内容によりその都度定める。

#### (経費)

第12条 本会の経費は、会費、負担金、市交付金及びその他の収入を以てこれにあてる。

#### (会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

#### (監査)

第14条 監査は、年1回以上行い、総会において報告しなければならない。

(その他)

第 15 条 この会則の定めのほか、必要な事項は別にこれを定める。

附則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。